

就学援助申請書

伊丹市教育委員会 様

申請者(保護者) _____ 年 ____ 月 ____ 日

就学援助を下記のとおり申請します。

小学校入学前に請求した新入学学用品費は、下記の指定口座に振込みされるよう依頼します。
小学校入学後に請求する就学援助費の請求権限を学校長に委任します。ただし、学校給食費の請求権限は市長に委任します。また、受領(振込み)については、次のとおりとします。
(※希望する受領方法の番号左横の□欄にチェックしてください。)

- ☐ 1 受領の権限を学校長に委任します。ただし、学校給食費の受領の権限については、市長に委任します。
※この欄にチェックすると、学校長口座に振込みます(学校給食費を除く。)
- ☐ 2 申請者が受領します。ただし、学校給食費の受領の権限については、市長に委任します。
※この欄にチェックすると、申請者の指定した下記の口座に振込みます(学校給食費を除く。)

住所 _____

フリガナ (_____)

氏 名 _____

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

電話番号 (_____)

生計を共にする方全員（児童生徒を含む。）の申請時の状況を記入してください。

以下に記入した者について、教育委員会が住民基本台帳、学齢簿、生活保護の受給の状況、児童扶養手当の受給の状況、国民年金保険料の免除の事由、または所得の状況を調査することについて、全員が同意します。
☐ はい ☐ いいえ ☐ 必ず□欄にチェックしてください ※ どちらにもチェックがなければ「いいえ」にチェックしたものとみなします。
⇒ 「いいえ」にチェックした場合、申請理由 3、8、9 のいずれかに該当する時は18歳以上の方全員の就学援助を受けようとする年度の市民税の課税（非課税）証明書または納税通知書（写）を提出してください。
「はい」にチェックした場合も、就学援助を受けようとする年度の前年度の1月1日現在伊丹市に住民登録のなかった方については課税（非課税）証明書または納税通知書（写）が必要です。

	生計を共にする方の 氏名	フリガナ (児童生徒のみ)	続柄	生 年 月 日	勤務先・学校名・学年・組 ※特別支援学級に在籍する児童生徒は学級名も記入										
就学援助対象児童生徒に○印			世帯主	年 月 日											
				年 月 日											
				年 月 日											
				年 月 日											
				年 月 日											
				年 月 日											
				年 月 日											
				年 月 日											
申請理由 および添付書類 (該当事項番号に○印)	1 生活保護を受けている。	添付書類不要													
	2 生活保護が停止または廃止になった。														
	3 世帯全員について市民税が非課税または減免されている。	課税台帳の閲覧に同意しない場合または就学援助を受けようとする年度の前年度の1月1日に市外に居住していた場合は、市民税の課税（非課税）証明書または納税通知書（写）													
	4 国民年金保険料の免除を受けている。	年金事務所発行の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」（写）、国保年金課発行の確認書のいずれか													
	5 児童扶養手当の支給を受けている。 (児童手当とは異なります。)	児童扶養手当証書（写）													
	6 生活福祉資金の貸付を受けている。	貸付決定通知書（写）													
	7 日雇労働被保険者である。	日雇労働被保険者手帳（写）													
	8 所得が認定基準以下である。	課税台帳の閲覧に同意しない場合または就学援助を受けようとする年度の前年度の1月1日に市外に居住していた場合は、市民税の課税（非課税）証明書または納税通知書（写）													
	9 上記の1～8に該当しないが、特別な事情があるため。	特別な事情による申請に係る証明書および事情説明書													
振込先 口座	金融機関 コード				口座番号										
	支店コード														
	金融機関名				フリガナ										
	支店名				口座名義人										
	預金種別	1 普通 2 当座													

※口座名義が申請者と異なるときは、申請者が口座名義人に援助費の受領について委任したものとみなします。

入学・転入学年月日	年 月 日	申請理由1または2による申請で就学援助を受けようとする年度内に当該事由に該当するに至った場合、その年月日	年 月 日
学校長 確 認	年 月 日		兄弟姉妹が異なる学校に就学されている場合は、どちらの学校にも申請書を提出してください。

新入学児童生徒、その同一学校の兄弟姉妹が同一の申請理由で、既に申請書を提出された場合は申請書の再提出は不要です。
また、今回の申請理由で不認定となった場合も、他の申請理由に該当する場合は再度、申請することができます。